

分析的カント主義の認識論について

山下智弘

慶應義塾大学

本発表は、分析的カント主義と呼ばれうる一連の哲学者について、認識論の観点から論じるものである。考察の対象となる哲学者としては、差し当たり、Stephen Engstrom, Andrea Kern, Sebastian Rödl, Matthew Boyle 等を挙げることができる。これらの哲学者について論じる際に鍵となるのは、普遍者の自己規定という考え方である。

これらの論者の全てに共通するわけではないにしろ、分析的カント主義の重要な特徴をなす要素の一つは、認識能力ないし理性的能力の概念への着目である。一般的な認識論に対して、分析的カント主義の認識論が持つ特徴は、判断ないし信念を正当化しうるものとして、判断（信念）のみならず、判断能力ないし認識能力を認める点である。また、その認識能力は、認識主体を外的に規定することによって知識の外在的正当化を可能にするものではなく、理性的能力として、認識主体にのみ源泉を持つものと考えられる。それゆえ、認識能力は2つの意味で、自己規定する普遍者である。第1に、認識能力はそこから生まれる無数の認識作用の充足根拠となる。第2に、認識能力それ自体も外的な規定によって主体に備わるのではなく、認識能力の認識のみを充足根拠として持つ。それゆえ、分析的カント主義の認識論を理解するためには、普遍的なものがより個別的なものの充足根拠となることはできないという考えを捨て、普遍者が自分自身を具体化ないし自己規定しうるという考えを理解する必要がある。

認識は判断であるから、認識能力は判断の能力でもある。ところで能力は普遍者であり、それゆえ概念であるから、認識能力は判断の概念である。すると、認識能力の内容は判断の概念の内容であるということになるが、判断の概念そのものの中に含まれるものとは、論理学に他ならない。それゆえ、認識作用が認識能力の自己規定であるとするならば、論理学の経験的知識への自己規定というものが、何らかの仕方で理解可能でなければならない。これは、普遍的な論理的知識によるより個別的な経験的知識の規定という意味で、普遍者の自己規定の問題であると共に、否定を許さない論理的知識が、否定を許す経験的知識を規定することをどのように理解できるのか、と

いう問題でもある。

認識には理論的なものと実践的なものがあるが、一般的に認識論という場合、対象となるのは理論的認識である。理論的認識を実践的認識から区別するのは、前者においては認識が対象の存在に条件づけられているということである。そのため、認識能力は受容的認識の能力、すなわち感性であるということになる。ところで、判断の能力としての認識能力は、論理学であり、それゆえ完全な自発性の能力であるから、自発性と受容性の関係が問題となる。受容性の能力である感性は、受容性の能力であるだけに、認識の対象となる事物から規定される傾向性であるように見える。しかし認識は自己規定であり、自発的である。それゆえ、判断の能力は自発性の能力を形式的に規定することになる。形式的とは、すなわち、判断能力は認識の質料的条件である個々の事実の成立を規定することはないが、認識の形式である判断と知覚の枠組を決定するということである。判断の枠組は論理学そのものであり、判断能力そのものであるから、それが判断能力によって規定されるということに混乱の生じる余地はない。しかし、一見論理学にとって外的であるように見える知覚の形式が論理的に規定されるという考えの理解可能性が問題となる。

判断能力による感性の形式的規定という考えは、場合によっては、それほど論争の余地のあるものとは映らないかもしれない。すなわち、判断の概念そのものに含まれている論理的な認識についていえば、それは判断の能力によって規定されるが（それは判断の概念そのものなのだから）、経験的認識については、対象となる事実が認識を規定すると考えるなら、そこに人をつまづかせるものはない。だが、認識能力が自己規定する普遍者であると考えたら、認識が対象を規定するという、いわゆるコペルニクスの転回は、Engstrom の述べるように、あらゆる認識に関して妥当するものと考えなければならない。これは、経験的概念が判断能力の自発性の作用であるという考えであるとともに、Boyle らが提示している、判断の対象は知性の総合作用によって成立するという考え（および、その考えは理論的認識が受容的であることに反するのではないかという疑念）とも関連するものである。

このように、分析的カント主義の認識論を理解し評価するためには、認識能力による認識作用の規定、論理学による経験的知識の規定、知性による感性の規定という、3つの側面における普遍者の自己規定を理解することが重要な課題となる。